

埼例規第90号・文

平成13年9月18日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察における情報の公表等に関する要綱の制定について（例規通達）

この度、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づく情報の公表等の実施に当たり、警察行政に対する県民の理解と協力を得るとともに、警察行政の透明性の確保と説明責任の遂行のため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成13年10月1日から実施することとしたから、適切な運用を図られたい。

別添

埼玉県警察における情報の公表等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第4条に規定する情報の公表等に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報の公表)

第2条 条例第4条第1号に規定する実施機関が定める県の重要な基本計画は、警察本部長が指定したものとする。

2 条例第4条第2号に規定する実施機関が定める県の主要事業は、同条第1号に規定する計画に位置付けられているもので、警察本部長が指定したものとする。

(情報の公表手続)

第3条 所属長は、条例第4条に規定する情報を作成したときは、速やかに総務部文書課長（以下「文書課長」という。）に当該情報を送付するものとする。

2 前項の規定により送付を受けた文書課長は、次に掲げる方法により速やかに当該情報の公表の手続をとるものとする。

(1) 総務部文書課に設置したけいさつ情報公開センター（以下「けいさつ情報公開センター」という。）における閲覧

(2) 埼玉県警察のホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載

(訓令及び通達の公表)

第4条 埼玉県警察の訓令及び通達（以下「訓令等」という。）は、次に掲げるものを除き公表するものとする。

(1) 人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等内部管理に関するもの

(2) 電子計算機に関する技術的事項を定めるもの等専ら技術的又は補足的事項を定めるもの

(3) 事務に関する報告要領等県民生活に影響を及ぼさない内容を定めるもの

(4) 訓令等の名称に条例第10条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）を含むもの

(5) 不開示情報を明らかにすることなくその概要を作成できないもの

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までに掲げる訓令等のうち、県民の関心が高い事項を内容とするものにあつては、可能な限り公表するものとする。

3 訓令等を公表する場合の内容は、次のとおりとする。

- (1) 不開示情報を含まない訓令等にあつては、全文
- (2) 不開示情報を含む訓令等にあつては、その名称及び概要
(訓令及び通達の公表方法)

第5条 文書課長は、次に掲げる方法により訓令等を公表するものとする。

- (1) けいさつ情報公開センターにおける閲覧
- (2) ホームページへの掲載
(その他の情報の提供)

第6条 文書課長は、次に掲げる情報について、当該情報に係る事務を主管する所属長（以下「主管所属長」という。）と協議の上、その提供に努めるものとする。

- (1) 埼玉県公安委員会規則
- (2) 埼玉県公安委員会告示、埼玉県警察本部告示及び警察署告示
- (3) 法令等により公にすることが義務付けられている情報
- (4) 定期刊行物・広報資料
- (5) その他提供することが有用であると認められる情報

2 前項の規定による情報の提供は、けいさつ情報公開センターにおける閲覧又はホームページへの掲載により行うものとする。

(閲覧目録の作成等)

第7条 文書課長は、公表し、又は提供する情報について、閲覧目録（別記様式）を作成し、けいさつ情報公開センター及び警察署において閲覧に供するとともに、ホームページに掲載するものとする。

(刊行物の取扱い)

第8条 主管所属長は、作成した刊行物について、けいさつ情報公開センターにおける閲覧用のほか、国立国会図書館納入用として5部を文書課長に提出するものとする。

(写しの交付)

第9条 この要綱に基づき公表し、又は提供する情報について写しの交付を求められたときの手続及び費用徴収については、別に定める。

実施日

この例規通達は、平成13年10月1日から実施する。

実施日 （平成22年 3 月 5 日文第39号）

この通達は、平成22年 3 月 9 日から実施する。

